

ひとり親家庭等 医療費助成制度のご案内



ひとり親家庭等で児童を養育している方とその児童の医療費のうち、保険診療分の自己負担額（入院時食事負担金を除く）を町が助成します。

該当する方には、医療証を交付しますので申請してください。

対象者

- 次に該当する児童及びその児童をひとりで養育している方
 - ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童
 - ・20歳未満で一定の障害にある児童
 - ・20歳未満で高等学校等に在学している児童
- ▼次のいずれかにあてはまる方は、該当しません。
- ・健康保険に加入していない
 - ・生活保護を受給している
 - ・児童が児童福祉施設や里親に預けられている
 - ・障害者医療費給付事業対象者

所得制限・その他

父・母または養育者、同居の扶養義務者の前々年所得により判定をします。所得制限額は養

育している児童の数などで異なります。（別表1）

また、申請月により判定対象となる所得の対象年度も異なりますのでご注意ください。詳細は、担当課までお問い合わせください。

申請手続きに必要なもの

- ①健康保険証
 - ②父・母または養育者、同居の扶養義務者が平成22年1月1日に大磯町以外の市町村に居住していた場合は前々年の所得証明書（平成22年12月31日までの新規申請は、平成20年中の所得証明書、平成23年1月1日以降新規申請は平成21年中の所得証明書）
 - ③印かん
- ※児童扶養手当該当者は②は必要ありません。

現況届の提出

医療証の有効期限は、毎年12月31日までです。現在医療証の交付を受けている方は、12月中旬に現況届の提出が必要です。

別表1 平成21年分所得（助成適用期間H23.1.1～H23.12.31）

扶養親族等の数	父・母または養育者	扶養義務者
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	306万円未満	350万円未満
4人	344万円未満	388万円未満

◎問い合わせ

子育て支援室 ☎内線306

大磯の文化財 ⑩

（大磯町指定史跡名勝天然記念物）

六所神社の樹林

六所神社の参道から本殿・社務所周辺及び現在の六所公園が、史跡名勝天然記念物の指定範囲です。

表参道に存在するケヤキや本殿脇に連立するケヤキおよびイチヨウ、また社務所脇のタブノキは、樹齡が三〇〇年を超えると考えられる巨木であり、樹齡・太さ・樹形ともに単独の樹木としても高く評価されます。

樹種のうち、広葉樹としては前述のケヤキ、イチヨウ、タブノキのほか、スダジイやエノキに大木がみられます。また針葉樹としてはクロマツやカヤの大木のほか、スギ、ヒノキ、ツガなどがみられ、樹林全体では多くの樹種の存在が確認されています。

神社に伴う樹林であることから古くから存在が認識されていたと考えられます。江戸時代に編纂された『新編相模国風土記稿』の挿図からも六所神社周囲の樹木の存在をみてとることができます。

数少ない平地の巨木群として、貴重な樹林が残されていることから、昭和48（1973）年7

月20日に大磯町指定史跡名勝天然記念物に指定されました。



▲現在の樹林



▲『新編相模国風土記稿』掲載図（江戸時代）

◎問い合わせ

生涯学習課 ☎内線323